

島本町教育委員会 会議録（平成30年第2回 定例会）

日 時	平成30年2月5日（月） 午前9時30分～午前10時40分
場 所	島本町役場 3階 委員会室
出 席 者	岡本教育長、中川委員、高岡委員、藤田委員、西山委員 北河部長、川畑次長 （教育総務課）三浦課長、森山主査、中谷 （教育推進課）川口課長、佐々木参事 （子育て支援課）齊藤課長、廣井係長 （生涯学習課）南田課長、大柴主幹、浦上参事
委 員 及 び 事 務 局 職 員	
欠 席 者	
委 員	
議 題 及 び 議 事 の 趣 旨	第 4 号議案 平成29年度教育費補正予算（案）について 第 5 号議案 平成30年度教育費当初予算（案）について 第 6 号議案 「島本町いじめ防止等基本方針」の改定について 第 1 号報告 平成30年（平成29年度）島本町成人祭の実施結果について 第 7 号議案 教職員（管理職）人事について
議 決 事 項	第4号議案、第5号議案、第6号議案、第7号議案
教 育 長 の 報 告 の 要 旨	別紙議事録のとおり
そ の 他	傍聴者1名

教育長

ただいまの出席者は5名で、全員出席であります。

よって平成30年第2回教育委員会定例会を開会いたします。

お諮りします。会議録署名委員は島本町教育委員会会議規則第17条の規定により、藤田委員に決定してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

教育長

ご異議がないようでございますので、会議録署名委員は藤田委員に決定いたしました。

よろしく願いいたします。

それでは、第4号議案「平成29年度教育費補正予算(案)について」を議題とします。事務局の説明を求めます。

教育総務課長

それでは、第4号議案「平成29年度教育費補正予算(案)について」ご説明申し上げます。

次のページの「平成29年度 教育費補正予算総括表」をご覧ください。

1 ページの歳入につきまして、款 使用料及び手数料 項 使用料目 教育使用料 幼稚園使用料で635万3千円を減額、学童保育室保育料で81万円を減額、款 国庫支出金 項 国庫補助金 目 教育費国庫補助金 幼稚園費補助金の幼稚園就園奨励費補助金で23万5千円を減額しております。

これらにつきましては、実績に伴う減額でございます。

また、同じく、幼稚園費補助金の学校施設環境改善交付金の523万3千円の増額につきましては、平成30年度に実施を予定しておりました第一幼稚園の空調機設置工事を、国の補正予算成立に伴い国庫補助採択を有利にすべく前倒しして実施するものでございます。

次に、款 府支出金 項 府補助金 目 民生費府補助金 地域福祉・子育て支援交付金の526万円の増額につきましては、特別支援教育相談及び学童保育室整備に伴う備品購入が新子育て支援交付金の対象となったもの、また、目 教育費府補助金の幼稚園費補助金で47万3千円の増額につきましては、主に他市の認定こども園への入所児童が増加したものでございます。

最後に、款 諸収入 項 雑入 目 雑入 各教室等参加負担金の110万円の減額につきましては、参加者の実績に伴うものでございます。

歳入合計で246万8千円の増額をするものです。

続きまして、2ページ、歳出でございます。

款 教育費 項 教育総務費 目 教育委員会費で2万7千円を減額、目 事務局費で23万円を減額、目 教育センター費で1万4千円を減額、目 放課後子ども支援費で1,055万5千円を減額、項 小学校費 目 学校管理費で1億7,418万9千円を減額、目 教育振興費で200万円を減額、項 中学校費 目 学校管理費で169万3千円を減額、目 教育振興費で50万円を減額、項 幼稚園費 目 幼稚園費で439万6千円を増額、項 社会教育費 目 社会教育総務費で67万8千円を減額、目 青少年費で176万6千円を減額、目 文化財保護費で2万6千円を減額、目 生涯学習費で46万2千円を減額、目 図書館費で12万円を減額、歳出合計で1億8,786万4千円の減額をするものでございます。

3ページから6ページまでの歳出内訳説明書につきましては、歳出予算の要求内訳の詳細を各課が所管する事業別に記載しております。

減額するものにつきましては、いずれも今回が平成29年度の最終補正予算となることから、事業が終了したもの、入札実施による契約額減や事業の見込額が確定し不用額が見込まれるものについて減額するものでございます。

また、4ページの最下段 目 幼稚園費 幼稚園施設改善事業の工事請負費1,268万3千円を増額につきましては、歳入でも申し上げました第一幼稚園の空調機設置工事を、国の補正予算成立に伴い国庫補助採択を有利にすべく前倒しして実施するものでございます。

その他の増額分につきましては、いずれも事業確定に伴う増額でございます。

子育て支援課長

続きまして、7ページをご覧ください。

子育て支援課が執行する予算のうち、民生費について参考に記載しております。

まず、歳入につきましては、款 使用料及び手数料 項 使用料 目 民生使用料 保育所保育料で869万9千円を減額、款 国庫支出金 項 国庫負担金 目 民生費国庫負担金 児童福祉費負担金の施設型給付費負担金で2,349万2千円を減額、款 府支出金 項 府負担金

目 民生費府負担金 児童福祉費負担金の施設型給付費負担金 1, 1 7 4 万 6 千円を減額しております。

いずれも、保育所における受入れの延べ児童数が当初の見込みよりも少なかったことによる減額でございます。

款 諸収入 項 雑入 目 雑入の保育士給食費負担 1 6 2 万 2 千円の減額につきましては、保育所における延べ喫食数が当初の見込みよりも少なかったためでございます。

次に歳出につきましては、合計で 1 3 5 万 5 千円の増額を行うもので、一番下段の表に歳出内訳を記載してございます。

目 児童福祉施設費 保育所運営のうち賃金 3 3 5 万 5 千円につきましては、保育所臨時職員の時間外勤務の増加に伴い、増額するものです。

賄材料費 2 0 0 万円の減額につきましては、月ごとの契約単価が予定価格よりも低かったことによるものです。

8 ページの繰越明許費でございます。

先に教育費の歳入・歳出で説明いたしました、第一幼稚園空調機設置工事を前倒しし、平成 3 0 年度へ繰り越すための繰越明許費として設定するものでございます。

以上、簡単ではございますが、説明を終わらせていただきます。

教育長

これより、本案に対する質疑を行います。

質問のある方は挙手願います。

委員

1 ページ、歳入の地域福祉・子育て支援交付金は特別支援教育相談及び学童保育室整備に伴う備品購入に係る補助とありますが、どういった補助ですか。

また、2 ページ、小学校費の学校管理費の 1 億 7, 4 1 8 万 9 千円の減額は、3 ページにある工事請負費の減額が主な理由なのでしょうか。

子育て支援課長

1 点目のご質問ですが、地域福祉・子育て支援交付金は大阪府からの補助金で、特別支援教育への補助については、保育所、幼稚園への巡回相談事業について支払っている謝礼金に対するものと、第二学童保育室及び第四学童保育室の整備に伴い必要な備品の購入に対する補助金でございます。

教育総務課長 2点目のご質問ですが、小学校費の減額理由はご指摘のとおり、第四小学校校舎増築等工事の工事請負費の減額が主な要因となっております。

当該工事につきましては、8億2千万円の予算を計上しておりましたが、随意契約により契約金額が6億9,012万円となり大幅に減額となったものでございます。

委員 7ページの保育所運営事業の賃金が増加していて、特にフリー保育士の方の増額が207万3千円となっておりますが、保育士の方が足りなくて超過勤務が増加していることが原因なのでしょうか。

子育て支援課長 保育士が不足している状態が続いており、現有数の保育士で対応していることから、超過勤務が増えているものでございます。

教育長 他に何かございませんか。

(「なし」の声あり)

教育長 ないようでございますので、質疑を終結いたします。

これより本案に対する討論を行います。

(討論なし)

教育長 何かございませんか。

(「なし」の声あり)

教育長 ないようでございますので、討論を終結いたします。

それではお諮りします。本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

教育長 ご異議がないようでございますので、可決することに決しました。

続きまして、第5号議案「平成30年度教育費当初予算(案)について」を議題とします。事務局の説明を求めます。

教育総務課長 それでは、第5号議案「平成30年度教育費当初予算(案)について」ご説明申し上げます。

説明に際しましては、まず教育費関連から説明させていただき、その後、民生費関連の説明をさせていただきます。

それでは、1ページをご覧ください。

1ページから3ページには平成30年度教育費当初予算のうち、歳入について記載しております。

歳入総額は3億2,299万2千円、前年度と比べ7億2,265万7千円の減額となっております。

大きな要因といたしましては、前年度に町立第四小学校の校舎増築、第二学童保育棟新築といった大規模工事を実施するにあたり、その財源として補助金や町債を計上していたことがあげられます。

続きまして、5ページをご覧ください。

5ページは平成30年度教育費当初予算のうち、目別の歳出について記載しております。

歳出総額は11億5,395万9千円、前年度と比べ7億9,602万9千円の減額となっております。

大きな要因といたしましては、歳入でも申し上げましたとおり、前年度に町立第四小学校の校舎増築、第二学童保育棟新築といった大規模工事を実施したことによるものでございます。

続きまして、7ページをご覧ください。

7ページには平成30年度に新設いたします債務負担行為について記載しております。

小学校社会科副読本編集印刷業務委託につきましては、小学校3、4年生の社会科で郷土学習に使用いたします副読本を2か年度かけて改訂するものでございます。

また、小学校の教育用コンピューター賃貸借につきましては、小学校コンピューター室のパソコンのリース期間満了に伴い、新たな機器を6か年度のリース契約により整備するものでございます。

8ページには、平成29年度までに債務負担行為を設定し、平成30年度以降も継続で実施する事項について記載しております。

続きまして、10ページをご覧ください。

平成30年度教育費当初予算のうち、歳出の施策事業について記載しておりますので、主な施策をご説明いたします。

まず、教育総務課及び教育推進課の所管分でございます。

小学校コンピューター室のパソコンのリース期間満了に伴う更新に併せて、タブレットパソコン等のICT機器を整備いたします。

また、教職員の働き方改革の一環として、タイムカードの導入や通常勤務時間外における外線電話の留守番電話機能を整備します。

スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーをはじめとした教育相談事業に係る実施回数を拡充いたします。

町立学校の施設の適切な維持管理のために、第一小学校と第四小学校の親子給食導入に向け、第一小学校給食室の改修設計業務、第二小学校では給食棟配膳室の空調機新設工事、第三小学校では体育館屋根の改修工事、第二中学校では校舎外壁及び屋上防水工事に向けた設計業務やテニスコートの改修工事を実施いたします。

また、就学援助事業では、支給費目のうち中学校新入生徒の学用品費等について小学校6年生時に支給いたします。

次に、子育て支援課所管分でございます。

まず、学童保育室での保護者への緊急連絡時に一斉配信が可能となるようメール配信ソフトを導入いたします。

幼稚園では第二幼稚園の解体に向けた設計業務を実施いたします。

また、預かり保育時の支援を要する児童に対応するための介護員を配置いたします。

最後に、生涯学習課所管分でございます。

歴史文化資料館で展示するために国宝の複製を作成いたします。

教育費につきましては以上でございます。

子育て支援課長

次に子育て支援課が執行する予算のうち民生費につきまして、「参考」として記載させていただいておりますので、順番にご説明させていただきます。

4ページをご覧ください。

民生費の歳入でございます。

款 国庫支出金 項 国庫補助金 目 民生費国庫補助金のうち、3段目の保育所等整備交付金1億7,009万5千円につきましては、昨年公募を行ない、現在審査中である90人定員の民間保育所の整備に係る国庫補助でございます。

その他につきましては、概ね例年どおりでございます。

6ページをご覧ください。

民生費の歳出につきましては、歳出総額で11億2,404万5千円、前年度と比べ2億8,814万円の増額となっております。

大きな要因といたしましては、先ほど申し上げました90人定員の

民間保育所の整備に係る補助金として1億9,135万6千円を計上していることが挙げられます。

9ページをご覧ください。

民生費の債務負担行為でございます。

平成27年3月に策定いたしました現行の島本町子ども・子育て支援事業計画の計画期間は平成31年度までであり、平成32年度から5か年の次期計画の策定に取り組みます。

平成30年度に保護者アンケート調査及び計画骨子案の作成を行い、平成31年度に計画策定業務を行う予定であり、2か年度かけて一連で行うものであることから債務負担行為を設定するものでございます。

12ページをご覧ください。

「民生費」に係る施策事業につきましては、これまで説明申し上げたもののほか、平成29年度までの限定措置であった保育士の確保事業を引き続き行い、また、町立保育所の通常保育時の支援を要する児童に対応するための介護員を配置いたします。

施設整備といたしましては、第二保育所の職場環境の改善のため、職員用便所の改修工事に係る設計に取り組み、また、第二幼稚園跡地に民間認定こども園を設置するため、整備・運営事業者を公募いたします。

議案資料の最後に添付しております平成30年度予算主要施策(案)には、総括的事項と各課別施策を記載しています。

以上、簡単ではございますが、説明を終わらせていただきます。

教育長

これより、本案に対する質疑を行います。

質問のある方は挙手願います。

委員

9ページの「第二期島本町子ども・子育て支援事業計画策定業務委託」ですが、どういった会社に委託して、どういった形で策定されるのでしょうか。

子育て支援課長

業者の選定にあたっては、入札かプロポーサルで検討中ですが、そういった形でコンサル業者を選定し、計画策定業務を委託したいと考えております。

委員

10ページ、小学校費の教育振興事業の予算額が多いので、ある程度何をされるのか決まっていると思うのですが、内容とスタート時期

が決まっていれば教えてください。

教育総務課長

現在予定しているのが、各校に約40台あるパソコンのリース期間が11月に終了することから、12月に新しくリースするものです。

また、各校40台強のタブレットパソコンと普通教室に大型表示装置としてのプロジェクターを導入したいと考えております。

タブレットパソコンとプロジェクターは備品であることから早急に購入手続を進め、夏休み明けには各学校において使用できるようにしたいと考えております。

委員

10ページ、教育相談事業の予算は、カウンセラーの方の報償にあたるのでしょうか。

教育推進課参事

ご指摘のとおり、当該予算についてはカウンセラーの方の報償金として予算計上しております。

なお、カウンセラーの方を各校1名ずつ配置し、週2、3回相談にあたっていただけることが望ましいですが、各校週1回の計算での予算計上となっております。

委員

12ページ、保育士確保事業の実施状況を教えてください。

子育て支援課長

平成28年度は実績がありませんでした。

平成29年度は臨時給付金で高浜学園と山崎保育園で各2名の実績があります。

雇用促進補助金は高浜学園で5名から7名の利用があり、当該事業により一定、保育士確保に効果があったと考えております。

教育長

他にございませんか。

(「なし」の声あり)

教育長

ないようでございますので、質疑を終結いたします。

これより本案に対する討論を行います。

(討論なし)

教育長

何かございませんか。

(「なし」の声あり)

教育長

ないようでございますので、討論を終結いたします。

それではお諮りします。本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

教育長

ご異議がないようでございますので、可決することに決しました。

続きまして、第6号議案「島本町いじめ防止等基本方針」の改定について」を議題とします。事務局の説明を求めます。

教育推進課参事

それでは第6号議案「島本町いじめ防止等基本方針」の改定について」ご説明申し上げます。

なお、参考資料の添付を忘れてしまい、大変申し訳ございません。

近年、子どもたちを取り巻く社会状況が著しく変化する中で、いじめの問題についても多様化するとともに、より複雑になり深刻化する傾向にあります。

例えば、SNSなど新たなコミュニケーションツールの急速な普及は人間関係構築の方法を多様化させ、保護者や教職員の認知が困難なネット上のいじめは社会問題となっています。

島本町はこれまでも、いじめは「重大な人権侵害事象であり、根絶すべき課題として未然防止に努めなければならない」、「いじめられた児童生徒の立場になって取り組み、速やかに解決する必要がある」という考えのもと、いじめ防止対策に取り組んできました。

平成26年4月には「いじめ防止対策推進法」に基づき定められた国の基本方針を受け「島本町いじめ防止等基本方針」を策定し、これをもとにした対策を講じてきたところです。

今般、平成29年3月に国の方針が改定されたことから、島本町においても「島本町いじめ防止等基本方針」の改定を行うことといたしました。

「島本町いじめ防止等基本方針」は、いじめ防止対策推進法をふまえ、学校の設置者である教育委員会や学校における取組を明確に整理するとともに、重大事態が発生した場合の対応についても定めた、島本町としてのいじめ防止の総合的な方針です。

学校では「島本町いじめ防止等基本方針」の改定を受け、学校いじめ防止等基本方針の見直しが行われ、新たな方針のもといじめ問題の克服をめざした取組が推進されます。

今回の改定では、教職員がいじめの問題を抱え込まず、いじめ予防や早期発見等の取組を学校が組織として一貫して行うべきであることを明記しました。

また、いじめが生じた時の学校の対応をあらかじめ示すことにより、児童生徒はもちろんその保護者にも、安心して学校生活を送ることができるとともに、いじめの加害行為の抑止にも役立つこととしました。

本会議で可決いただいた後、学校に対し改訂基本方針を通知するとともに、教育委員会ホームページにも掲載し、広く周知します。

以上、簡単ではございますが、説明を終わらせていただきます。

教育長

これより、本案に対する質疑を行います。

質問のある方は挙手願います。

委員

どの箇所が改定になったのか教えてください。

教育推進課参事

11ページの下線部の箇所が改定となった箇所です。

金品の要求をされたり、カッターナイフで刺されそうになった等、いじめの疑いが確認された段階で重大事態として判断します。

委員

前回の改定の時も私は委員として在籍していたと思うので今更なんです、クラブの指導者もこの基本方針に含まれるのでしょうか。

また、先生同士でもいじめはあるのではと思うのですが。

教育推進課参事

平成26年度からこれまで重大事態として1件把握しています。

今後、重大事態が発生しましたら随時報告させていただきたいと思えます。

教育長

委員がお尋ねのことは、教員がこの基本方針に含まれるかですよね。

教員同士のいじめの場合はパワハラ案件となるので、この基本方針には含まれません。

委員

教員同士ではなく、教員が子供のいじめに加わった場合は、この方針に入るのでしょうか。

教育長

いじめを助長したとして服務監督上の責任となりますので、その場合もこの基本方針には含まれません。

委員

参考資料がないのでわかりませんが、いじめが認知された後に学校から教育委員会へ報告があるのに、青少年問題協議会を町長が要請するのはですか。

教育長

参考資料があれば配布してください。

この際、暫時休憩いたします。

(休憩)

教育長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

教育子ども部長 青少年問題協議会は町長が所管し招集することとなっていますが、教育委員会の委任事務となっております。

委員 青少年問題協議会は関係者が情報共有を行う場となっております。

委員 いじめが重大事態である際は、調査を行うのが第三者であることが重要だと思います。

教育子ども部長 青少年問題協議会で情報を共有して、いじめ等対策委員会に第三者はいるのでしょうか。

委員 11ページにありますように、島本町いじめ等対策委員会の調査とは別に、必要に応じて再調査機関を臨時に設置することになりますので、第三者が調査することとなります。

教育推進課参事 12ページの報告書は、どの段階で学校から提出があるのでしょうか。

教育子ども部長 重大事態かどうかに関わらず、いじめが認知された段階で学校から報告が上がってくるようになっていきます。

教育長 この報告書により、いじめの件数を計上しています。

教育長 他にございませんか。

(「なし」の声あり)

教育長 ないようでございますので、質疑を終結いたします。

これより本案に対する討論を行います。

(討論なし)

教育長 何かございませんか。

(「なし」の声あり)

教育長 ないようでございますので、討論を終結いたします。

それではお諮りします。本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

教育長 ご異議がないようでございますので、可決することに決しました。

続きまして、第1号報告「平成30年(平成29年度)島本町成人祭の実施結果について」を議題とします。事務局の説明を求めます。

生涯学習課長 それでは、第1号報告「平成30年(平成29年度)島本町成人祭の実施結果について」ご説明申し上げます。

島本町成人祭につきましては、平成30年1月8日に島本町ふれあいセンター 1階 ケリヤホールにて予定どおり開催されました。

参加者数は226名、参加率は85.3%で、モニター観覧席の一般来場者は113名でした。

当日は雨であったことから、車での来場者の増加を予想していましたが、混乱はありませんでした。

教育長

ただいまの報告について、ご質問、ご意見等ございませんか。

委員

今年は地域毎に座ることを検討されていましたが、いかがでしたか。

生涯学習課長

今回はA地域とB地域に分けて客席の配置と記念撮影を行いました。

かつては、「一中生と二中生」に分けていましたが、転居により新しく住民となられた方や、私立中学校に進学された方に対する配慮の必要性をご指摘いただくようになり、出身中学ではなく居住地により、「一中校区と二中校区」として分けるように改めました。

しかし、その後も同様のご指摘をいただいたことから、今回、町全体を居住地で2つに分け、「A地域とB地域」として、座席配置と記念撮影を行いました。

この分け方につきましては、事前に広報とホームページで周知を図り、また、当日、新成人や来場者にもチラシで周知したことから混乱はありませんでした。

教育長

他に何かございませんか。

(「なし」の声あり)

教育長

ないようでございますので、報告を承ったものといたします。

お諮りします。

第7号議案につきましては、人事案件であることから、教育委員会会議規則第15条の規定により、秘密会とすることとしてよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

教育長

ご異議がないようでございますので、秘密会とすることに決しました。

この際、暫時休憩いたします。

(傍聴者及び一部事務局職員退室)

教育長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

第7号議案「教職員（管理職）人事について」を議題とします。
事務局の説明を求めます。

教育総務課長

[教職員（管理職）人事について説明]

教育長

これより、本案に対する質疑を行います。

質問のある方は挙手願います。

(質疑応答内容非公開)

教育長

他に何かございませんか。

(「なし」の声あり)

教育長

ないようでございますので、質疑を終結いたします。

これより本案に対する討論を行います。

(討論なし)

教育長

何かございませんか。

(「なし」の声あり)

教育長

ないようでございますので、討論を終結いたします。

それではお諮りします。本案は原案のとおり可決することにご異議
ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

教育長

ご異議がないようでございますので、可決することに決しました。

この際、暫時休憩いたします。

(一部事務局職員入室)

教育長

以上をもちまして、本日の議事は全て議了いたしました。

これをもちまして、平成30年第2回教育委員会定例会を閉会いた
します。